

分医発第9号  
令和6年4月4日

各郡市等医師会長 殿

大分県医師会  
会長 河野 幸治

令和6年度大分県医師会会費等賦課徴収表の送付について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本年度標記賦課徴収表を送付しますので、貴会会員へご配布方、よろしくお願  
い致します。

# 令和6年度大分県医師会会費等賦課徴収表

(単位＝円)

会員種別	大分県医師会会費			日本医師会会費					
	A	B	C	A①	A②(B)		B	A②(C)	C
					31歳以上	30歳以下			
1期 (4月～7月)	32,000	8,000	4,000	42,000 (22,000)	21,000 (12,000)	13,000 (4,000)	9,000	7,000 (5,000)	2,000
2期 (8月～11月)	32,000	8,000	4,000	42,000 (22,000)	22,000 (12,000)	13,000 (3,000)	10,000	7,000 (5,000)	2,000
3期 (12月～3月)	32,000	8,000	4,000	42,000 (22,000)	21,000 (12,000)	13,000 (4,000)	9,000	7,000 (5,000)	2,000
年間合計	96,000	24,000	12,000	126,000 (66,000)	64,000 (36,000)	39,000 (11,000)	28,000	21,000 (15,000)	6,000
月割額	8,000	2,000	大分県医師会会費C会員分及び日本医師会会費の月割はございません。 上記( )内は、日本医師会医師賠償責任保険料等相当部分です。						

**備考**

大分県医師会会費  
この外、県医A会員は前年度診療報酬決定額並びに介護給付費確定額の合計の $\frac{11}{1,000}$ を徴収する。ただし、前年度診療報酬決定額並びに介護給付費確定額の合計が月額125万円以下は免除し、上限は2,000万円(月額会費22,000円)を限度とする。

日本医師会会費  
A②(B) 4月1日現在の年齢で、年間の会費額が異なります。  
(例えば、令和6年4月1日現在30歳のA②(B)会員が、4月2日以降に31歳の誕生日を迎えても年額39,000円の会費額は変わりません。また、令和6年4月2日以降にA②(B)として入会する場合、入会時31歳でも、令和6年4月1日現在30歳であれば年額39,000円です。)

**納入方法**

口座振替  
毎月、本会届出の銀行預金口座より月割額を振替。口座振替不納の場合は次月分に加算徴収する。大分県医師会会費C会員分及び日本医師会会費は月割ではなく、各期の初月に振替。

上記取扱い以外は振込依頼書  
納期を3期にして郡市等医師会にて徴収する。  
1期(4月～7月)6月末納期、2期(8月～11月)8月末納期、3期(12月～3月)12月末納期

**中途入退会者分**

中途入会者の会費は当期分の全額を徴収する。  
中途退会者の会費は当期分の全額を徴収する。

減免会員は裏面をご覧ください。

# 令和6年度大分県医師会会費等賦課徴収表 減免会員

(単位 = 円)

会員種別	大分県医師会 会費	日本医師会 会費 ※日医医賠償保 険に加入しない	日本医師会会費 ※日医医賠償保 険に加入する					
			高 齢		疾 病、出 産 育 児、卒 後 5 年 間			
			A①	A②(B)	A①	A②(B)		A②(C)
					31歳以上	30歳以下		
1期 (4月～7月)	0	0	26,000 (22,000)	16,000 (12,000)	22,000 (22,000)	12,000 (12,000)	5,000 (4,000)	5,000 (5,000)
2期 (8月～11月)	0	0	26,000 (22,000)	16,000 (12,000)	22,000 (22,000)	12,000 (12,000)	5,000 (3,000)	5,000 (5,000)
3期 (12月～3月)	0	0	26,000 (22,000)	16,000 (12,000)	22,000 (22,000)	12,000 (12,000)	5,000 (4,000)	5,000 (5,000)
年間合計	0	0	78,000 (66,000)	48,000 (36,000)	66,000 (66,000)	36,000 (36,000)	15,000 (11,000)	15,000 (15,000)

日本医師会会費の月割はございません。

上記 ( ) 内は、日本医師会医師賠償責任保険料等相当部分です。

減免会員以外は表面をご覧ください。